

近年、化学分野に属する発明を特許出願する際、計測値等の数値を用いてその発明を特定することが少なくないかと思えます。ところが、特許出願書類作成に当たって「その数値の測定方法」および「その測定方法により得られる数値の有効桁数」を意識しておられる方は比較的少ないように感じられます。そこで、今回は、数値限定発明における数値の「測定方法」および「有効桁数」が判決の決め手となった無効審判審決取消事件を2つご紹介して、皆さんにその重要性をご認識いただければと思います。

《事件1：平成17年（行ケ）第10143号 審決取消請求事件》

特許請求の範囲に規定する「 $Y/X^2 \geq 0.03$ 」を「 $Y/X^2 \geq 0.030$ （有効数字2桁）」と解釈すべきであるとする原告の主張に対し、裁判所が「測定方法の性質上、 Y/X^2 につき小数第3位の数値まで正確に特定することができないため、特許請求の範囲の記載は不明確なものであり、発明の構成に欠くことができない事項のみが記載されているということとはできない。」と判断したケース。

《事件2：平成13年（行ケ）第209号 審決取消請求事件》

「明細書の記載から特許請求の範囲に規定する「 M_w/M_n 」の値を小数第1位まで有意なものとして扱っていることが認められるが、小数第1位を有意なものとするためには分子量測定法をGPC法と特定しただけでは不足使用カラムまで特定しなければならぬので、明細書中に使用カラムの特定がない本件特許は実施可能性要件違反により無効である」と裁判所に判断されたケース。